

都城地域感染管理ネットワーク会則

第1条 名称及び事務局

本会は「都城地域感染管理ネットワーク」と称し、事務局を世話人代表施設に置く。
事務局は、世話人会の主催とセミナー活動の支援を行う。

第2条 目的

本会は会員相互の交流と連携を図り、感染管理に関する情報交換・研修・セミナー活動を通して
都城市及び周辺地域の医療機関・介護施設などの感染管理の質の向上と実践の推進を目的とする。

第3条 事業

本会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 感染管理に関する情報交換
2. 感染管理に関する研修会・セミナー等の開催（年2回）
3. 感染管理に関する研究
4. その他目的に沿った事業

第4条 本会の会員は以下のとおりとする。

会員は、都城地域の本会の目的に沿った、医療・介護施設とする。かつ、本会の趣意に賛同、入会を希望したものとする。

第5条 役員他

本会に以下の役員を置く。

1. 世話人：以下の施設・機関より各1～2名選出する。
国立病院機構都城医療センター、都城市郡医師会病院
藤元総合病院、宮崎県都城保健所
2. 代表世話人を1名、世話人の中から選定する。
3. 会計：1名 事務局となる施設・機関の世話人より選定する。
4. 監査：2名 会計役員以外の世話人より選定する。

第6条 職務

代表世話人は本会を代表し、会務を統括する。
世話人は代表世話人を補佐し、本会の会務を執行する。
会計は、本会の出納事務を担当する。
監査は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

第7条 任期

代表世話人の任期は2年とし、再任は妨げない。

第8条 会計

本会の運営にあたり必要な経費は、その都度、セミナー参加費として徴収しこれに充てる。
本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て世話人会を招集し決算報告をする。
本会は世話人に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

第9条 会則の変更

本会の会則及び運営に必要なことは世話人で協議して定め、変更することができる。

附則 この会則は、平成25年9月17日より施行する。

この会則は、平成30年7月9日より施行する。